

一般社団法人 投資信託協会
会 長 松谷 博司 殿

(商 号) 日立投資顧問株式会社
(代表者) 取締役社長 川手 健

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本の額 (2021年2月10日現在)

- ① 資本金
1億円
- ② 発行可能株式総数
24,000株
- ③ 発行済株式総数
6,000株
- ④ 最近5年間における資本金の増減
2019年1月31日に2億円の減資

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

取締役は、5名以内とします。

取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了し、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とします。

代表取締役は、取締役会の決議をもって定めます。また、取締役会の決議をもって取締役社長1名を定めます。

② 投資運用の意思決定機構

当ファンドの運用指図は、当ファンドの運用の基本方針に基づき、委託者が行います。

当社の運用方針策定のための最高意思決定機関は運用委員会であり、チーフ・インベストメント・オフィサー（以下「CIO」といいます。）を議長とし、取締役社長、各グループ長、コンプライアンスオフィサーおよびリスク管理オフィサー等を構成メンバーとして、原則として月1回開催します。運用委員会においては、政治、経済、金融情勢等の投資環境及び市場分析を行い、全社的運用方針など運用等に関する基本的な重要事項を協議、策定し、併せて個別ファンドの運用についての具体的諸方策を協議し、決定します。

運用グループにおいては、個別ファンド等の運用に直接的に関連する諸情報の分析、検討を行うため、ファンドマネージャー会議を原則週1回開催します。

ファンドマネージャーは、当ファンドの運用の基本方針、運用委員会およびファンドマネージャー会議の方針に基づき、ファンド毎に運用計画を立案し、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

運用状況の評価のため、リスク管理オフィサーを議長とし、取締役社長、コンプライアンスオフィサー、CIOおよび各グループ長等を構成メンバーとし、運用評価委員会を原則として月1回開催します。運用評価委員会では、当ファンドの運用成績、資産配分、リスクおよびポートフォリオの内容など運用状況についての分析、評価および検討を行います。

2. 事業の内容及び営業の概況

委託者は、株式会社日立製作所により1999年8月5日に設立された会社です。

委託者は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める投資運用業および投資助言・代理業を営んでいます。

2020年12月末日現在、委託者が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、19本であり、その純資産総額の合計は545,763百万円です。（なお、親投資信託17本は、ファンド数及び純資産総額の合計からは除いております。）

基本的性格	募集形態	ファンド数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	公募	7	151,621
	私募	12	394,142
合計		19	545,763

3. 委託会社等の経理状況

- (1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、「財務諸表等規則」及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条および第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

- (2) 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第20期 (2019年3月31日現在)	第21期 (2020年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	977	963
未収委託者報酬	271,798	284,168
未収運用受託報酬	3,448	3,072
関係会社預け金	※1 1,222,024	※1 1,352,571
前払費用	28,687	30,633
その他	219	87
流動資産合計	1,527,156	1,671,496
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア	559	1,157
無形固定資産合計	559	1,157
投資その他の資産		
敷金	23,622	23,252
繰延税金資産	45,283	47,507
投資その他の資産合計	68,906	70,760
固定資産合計	69,465	71,917
資産合計	1,596,622	1,743,414

(単位：千円)

	第20期 (2019年3月31日現在)		第21期 (2020年3月31日現在)	
負債の部				
流動負債				
未払金	※1※3	90,587	※1※3	100,504
未払費用	※1	392,396	※1	422,513
未払法人税等	※2	16,032	※2	8,175
預り金		5,603		4,310
賞与引当金		27,742		29,141
流動負債合計		532,362		564,644
固定負債				
退職給付引当金		113,666		123,532
固定負債合計		113,666		123,532
負債合計		646,028		688,176
純資産の部				
株主資本				
資本金		100,000		100,000
資本剰余金				
その他資本剰余金		200,000		200,000
利益剰余金				
利益準備金		75,000		75,000
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		575,593		680,237
利益剰余金合計		650,593		755,237
株主資本合計		950,593		1,055,237
純資産合計		950,593		1,055,237
負債純資産合計		1,596,622		1,743,414

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,118,971	1,159,540
運用受託報酬	545,687	475,268
営業収益計	1,664,658	1,634,808
営業費用		
支払手数料	751,448	778,696
委託計算費	49,513	51,318
調査費	227,921	233,421
営業雑経費		
通信費	2,732	2,716
印刷費	4,519	3,310
諸会費	3,930	3,961
営業雑経費計	11,182	9,989
営業費用計	1,040,066	1,073,426
一般管理費		
給料		
役員報酬	20,678	21,544
給料・手当	222,665	215,923
賞与	1,681	1,895
給料計	245,025	239,362
交際費	3,817	2,271
旅費交通費	2,369	3,165
租税公課	149	81
不動産賃借料	33,883	34,145
賞与引当金繰入額	57,547	58,843
退職給付費用	10,181	9,865
その他の人件費	43,143	39,887
その他の不動産関係費	5,643	5,401
減価償却費	279	279
諸雑費	8,141	8,074
一般管理費計	※1 410,183	※1 401,379
営業利益	214,408	160,002
営業外収益		
受取利息	484	627
その他	46	40
営業外収益計	※1 531	※1 667
営業外費用		
為替差損	43	13
その他	34	25
営業外費用合計	77	39
経常利益	214,863	160,630
税引前当期純利益	214,863	160,630
法人税等	※2 77,235	※2 58,209
法人税等調整額	4,133	△2,223
法人税等合計	81,368	55,985
当期純利益	133,494	104,644

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	300,000		—	75,000	557,898	632,898	932,898	932,898
当 期 変 動 額								
減 資	△200,000	200,000	200,000					—
剰余金の配当					△115,800	△115,800	△115,800	△115,800
当期純利益					133,494	133,494	133,494	133,494
当期変動額合計	△200,000	200,000	200,000	—	17,694	17,694	17,694	17,694
当 期 末 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	575,593	650,593	950,593	950,593

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	575,593	650,593	950,593	950,593
当 期 変 動 額								
当期純利益					104,644	104,644	104,644	104,644
当期変動額合計	—	—	—	—	104,644	104,644	104,644	104,644
当 期 末 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	680,237	755,237	1,055,237	1,055,237

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 無形固定資産 減価償却の方法は、自社利用ソフトウェアについて見込利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税および地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 株式会社日立製作所を連結納税親会社とする法人税に係る連結納税制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第20期 (2019年3月31日現在)	第21期 (2020年3月31日現在)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 関係会社預け金 1,222,024千円 未払金 49,609千円 未払費用 149千円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 関係会社預け金 1,352,571千円 未払金 37,778千円 未払費用 113千円
※2. 未払法人税等の内訳 未払住民税 3,526千円 未払事業税 11,567千円 未払事業所税 938千円	※2. 未払法人税等の内訳 未払住民税 2,127千円 未払事業税 5,135千円 未払事業所税 912千円
※3. 消費税等の取扱い 未払消費税は、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。	※3. 消費税等の取扱い 同左

(損益計算書関係)

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
※1. 関係会社との取引高 一般管理費 7,971千円 営業外収益 484千円	※1. 関係会社との取引高 一般管理費 6,791千円 営業外収益 627千円
※2. 法人税等には、住民税及び事業税を含んでおります。	※2. 同左

(株主資本等変動計算書関係)

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1. 発行済株式に関する事項 (1) 株式の種類 普通株式 (2) 当事業年度期首株式数 6,000株 (3) 当事業年度増加株式数 — (4) 当事業年度減少株式数 — (5) 当事業年度末株式数 6,000株 2. 自己株式に関する事項 — 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 — 4. 配当に関する事項 (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当 ①決議 2018年5月25日 第19回定時株主総会 ②株式の種類 普通株式 ③配当金の総額 115,800,000円 ④1株当たり配当額 19,300円 ⑤基準日 2018年 3月31日 ⑥効力発生日 2018年 5月28日 (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当 該当事項はありません。	1. 発行済株式に関する事項 (1) 株式の種類 普通株式 (2) 当事業年度期首株式数 6,000株 (3) 当事業年度増加株式数 — (4) 当事業年度減少株式数 — (5) 当事業年度末株式数 6,000株 2. 自己株式に関する事項 — 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 — 4. 配当に関する事項 (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当 — (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当 —

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1年内	2,443千円	2,443千円
1年超	6,311千円	3,868千円
合計	8,754千円	6,311千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	977	977	—
②未収委託者報酬	271,798	271,798	—
③未収運用受託報酬	3,448	3,448	—
④関係会社預け金	1,222,024	1,222,024	—
資産計	1,498,249	1,498,249	—
⑤未払金	90,587	90,587	—
⑥未払費用	392,396	392,396	—
負債計	482,984	482,984	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収委託者報酬、③未収運用受託報酬、④関係会社預け金、⑤未払金、並びに⑥未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

	第19期 (2018年3月31日現在)	第20期 (2019年3月31日現在)
敷金	23,992	23,622

(※) 敷金については、償還時期を合理的に見積ることができず、時価を把握する事が極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
① 預金	977	—	—	—
② 未収委託者報酬	271,798	—	—	—
③ 未収運用受託報酬	3,448	—	—	—
④ 関係会社預け金	1,222,024	—	—	—
合計	1,498,249	—	—	—

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	963	963	—
② 未収委託者報酬	284,168	284,168	—
③ 未収運用受託報酬	3,072	3,072	—
④ 関係会社預け金	1,352,571	1,352,571	—
資産計	1,640,775	1,640,775	—
⑤ 未払金	100,504	100,504	—
⑥ 未払費用	422,513	422,513	—
負債計	523,017	523,017	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収委託者報酬、③未収運用受託報酬、④関係会社預け金、⑤未払金、並びに⑥未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	第20期 (2019年3月31日現在)	第21期 (2020年3月31日現在)
敷金	23,622	23,252

（※）敷金については、償還時期を合理的に見積ることができず、時価を把握する事が極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
① 預金	963	—	—	—
② 未収委託者報酬	284,168	—	—	—
③ 未収運用受託報酬	3,072	—	—	—
④ 関係会社預け金	1,352,571	—	—	—
合計	1,640,775	—	—	—

(有価証券関係)

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第20期 (2019年3月31日現在)	第21期 (2020年3月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。なお、退職一時金制度については設立時に設定しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 113,666千円 (退職給付引当金)	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 123,532千円 (退職給付引当金)
3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 10,181千円 (退職給付費用)	3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 9,865千円 (退職給付費用)
4. なお、退職給付債務および退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。	4. 同左

(税効果会計関係)

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳 (繰延税金資産)	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳 (繰延税金資産)
賞与引当金 9,595 千円	賞与引当金 10,079 千円
退職給付引当金 39,328	退職給付引当金 42,729
未払事業税 4,001	未払事業税 1,776
未払社会保険料 1,445	未払社会保険料 1,598
その他 3,382	その他 3,999
繰延税金資産小計 57,753	繰延税金資産小計 60,184
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 —	税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 —
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額 $\Delta 12,469$	将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額 $\Delta 12,676$
評価性引当額小計 $\Delta 12,469$	評価性引当額小計 $\Delta 12,676$
繰延税金資産合計 45,283	繰延税金資産合計 47,507
(注) 評価性引当額が12,469千円増加しております。主な理由は、将来課税所得を見直したことに伴う退職給付引当金に係る評価性引当額の増加によるものです。	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異要因	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異要因
(%)	(%)
法定実効税率 34.6	法定実効税率 34.6
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.4	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3
その他 2.9	その他 0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.9	税効果会計適用後の法人税等の負担率 34.9

(ストックオプション等関係)

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(持分法損益等関係)

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(資産除去債務関係)

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)																
<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。 また、当会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額算定方法 資産除去債務の金額は本店移転の実績を鑑み合理的に見積っており、使用見込期間は30年と見積もって計算しております。</p> <p>3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table border="0"> <tr> <td>①期首残高</td> <td>1,973千円</td> </tr> <tr> <td>②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額</td> <td>－千円</td> </tr> <tr> <td>③当年度の負担に属する償却額</td> <td>370千円</td> </tr> <tr> <td>④期末残高</td> <td>2,343千円</td> </tr> </table>	①期首残高	1,973千円	②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円	③当年度の負担に属する償却額	370千円	④期末残高	2,343千円	<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。 また、当会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額算定方法 資産除去債務の金額は本店移転の実績を鑑み合理的に見積っており、使用見込期間は30年と見積もって計算しております。</p> <p>3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table border="0"> <tr> <td>①期首残高</td> <td>2,343千円</td> </tr> <tr> <td>②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額</td> <td>－千円</td> </tr> <tr> <td>③当年度の負担に属する償却額</td> <td>370千円</td> </tr> <tr> <td>④期末残高</td> <td>2,713千円</td> </tr> </table>	①期首残高	2,343千円	②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円	③当年度の負担に属する償却額	370千円	④期末残高	2,713千円
①期首残高	1,973千円																
②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円																
③当年度の負担に属する償却額	370千円																
④期末残高	2,343千円																
①期首残高	2,343千円																
②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円																
③当年度の負担に属する償却額	370千円																
④期末残高	2,713千円																

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高(千円)
日立企業年金基金	358,388
日立国内株式特化型ファンド(大口)(注)	264,992
日立国内株式厳選投資ファンド(大口)(注)	251,307

(注)当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高(千円)
日立企業年金基金	300,000
日立国内株式特化型ファンド(大口)(注)	308,481
日立国内株式厳選投資ファンド(大口)(注)	245,880

(注)当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員を受入等	事業上の関係				
主要株主	㈱日立製作所	東京都千代田区	458,790百万円	電機機器製造業	100.0%	受入1名 兼任3名	営業上の取引、資金の預け入れ等	連結納税の未払金の支払い	59,080	未払金	49,088
								預け金の利息	484	未収入金	—
								親会社に対する預け金の増加	1,765,486	関係会社預け金	1,222,024
								親会社に対する預け金の減少	1,795,577		

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件および取引条件の決定方法等
関係会社預け金の金利：市場金利に基づいて決定しております。
3. 役員を受入1名は当社代表取締役1名、役員の兼任3名は当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役1名です。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員を受入等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	㈱日立アーバンインベストメント	東京都千代田区	2,000百万円	不動産業	—	—	建物の賃借	敷金の支払	—	敷金	23,622

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件および取引条件の決定方法等
近隣の取引事例を参考の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

株式会社日立製作所 (東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員を受入等	事業上の関係				
主要株主	㈱日立製作所	東京都千代田区	458,790 百万円	電機機器製造業	100.0%	受入1名 兼任3名	営業上の取引、資金の預け入れ等	連結納税の未払金の支払い	49,088	未払金	37,245
								預け金の利息	627	未収入金	—
								親会社に対する預け金の増加	1,696,826	関係会社預け金	1,352,571
								親会社に対する預け金の減少	1,566,279		

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件および取引条件の決定方法等
 関係会社預け金の金利：市場金利に基づいて決定しております。
 3. 役員を受入1名は当社代表取締役1名、役員の兼任3名は当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役1名です。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員を受入等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	㈱日立アーバンインベストメント	東京都千代田区	2,000 百万円	不動産業	—	—	建物の賃借	敷金の支払	—	敷金	23,252

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件および取引条件の決定方法等
 近隣の取引事例を参考の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

株式会社日立製作所（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額 158,432円20銭 1株当たり当期純利益 22,249円05銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 175,872円90銭 1株当たり当期純利益 17,440円70銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 133,494千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項なし 普通株式に係る当期純利益 133,494千円 普通株式の期中平均株式数 6,000株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 104,644千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項なし 普通株式に係る当期純利益 104,644千円 普通株式の期中平均株式数 6,000株

(重要な後発事象)

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。	同左

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2020年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		697
未収委託者報酬		277,994
未収運用受託報酬		153,373
関係会社預け金		1,219,164
前払費用		21,719
その他		12,421
流動資産合計		<u>1,685,370</u>
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア		973
無形固定資産合計		<u>973</u>
投資その他の資産		
敷金		23,067
繰延税金資産		47,507
投資その他の資産合計		<u>70,575</u>
固定資産合計		<u>71,548</u>
資産合計		<u>1,756,919</u>

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2020年9月30日現在)
負債の部		
流動負債		
未払金	※1	49,867
未払費用		403,964
未払法人税等		29,692
預り金		3,046
賞与引当金		31,299
流動負債合計		<u>517,869</u>
固定負債		
退職給付引当金		127,659
固定負債合計		<u>127,659</u>
負債合計		<u>645,528</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		200,000
利益剰余金		
利益準備金		75,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		736,390
利益剰余金合計		<u>811,390</u>
株主資本合計		<u>1,111,390</u>

純資産合計	<u>1,111,390</u>
負債純資産合計	<u>1,756,919</u>

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	511,711
運用受託報酬	267,398
営業収益計	779,109
営業費用	
支払手数料	343,817
委託計算費	23,045
調査費	117,446
営業雑経費	
通信費	1,468
印刷費	1,570
諸会費	2,469
営業雑経費計	5,507
営業費用計	489,816
一般管理費	
給料	
役員報酬	10,853
給料・手当	112,512
賞与	945
給料計	124,310
交際費	36
旅費交通費	148
租税公課	50
不動産賃借料	17,139
賞与引当金繰入額	31,299
退職給付費用	4,127
その他の人件費	20,619
その他の不動産関係費	2,678
減価償却費	※1 183
諸雑費	3,269
一般管理費計	203,863
営業利益	85,429
営業外収益	
受取利息	345
為替差益	8
その他	20
営業外収益計	374
営業外費用	
雑損失	—
営業外費用計	—
経常利益	85,803
税引前中間純利益	85,803
法人税等	※2 29,650
中間純利益	56,153

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	680,237	755,237	1,055,237	1,055,237
当 中 間 期 変 動 額								
中 間 純 利 益					56,153	56,153	56,153	56,153
当 中 間 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	56,153	56,153	56,153	56,153
当 中 間 期 末 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	736,390	811,390	1,111,390	1,111,390

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	(1)無形固定資産 減価償却の方法は、自社利用ソフトウェアについて見込利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
2. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込み額のうち、当中間会計期間末に発生していると認められる額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の処理方法 消費税および地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。 (2)連結納税制度の適用 株式会社日立製作所を連結親法人とする法人税に係る連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
※1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。 無形固定資産 183 千円
※2 税効果会計の適用に当たり「簡便法」を採用しておりますので、法人税等調整額を含めた金額で、一括掲記しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加	減少	当中間会計期間末 株式数
普通株式	6,000 株	—	—	6,000 株
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)	
1年内	2,443千円
1年超	2,646千円
合計	5,089千円

(金融商品関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2) 参照）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	697	697	—
②未収委託者報酬	277,994	277,994	—
③未収運用受託報酬	153,373	153,373	—
④関係会社預け金	1,219,164	1,219,164	—
資産計	1,651,229	1,651,229	—
⑤未払金	49,867	49,867	—
⑥未払費用	403,964	403,964	—
負債計	453,831	453,831	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収委託者報酬、③未収運用受託報酬、④関係会社預け金、⑤未払金、並びに⑥未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2020年9月30日現在)
敷金	23,067

(※) 敷金については、償還時期を合理的に見積ることができず、時価を把握する事が極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
①預金	697	—	—	—
②未収委託者報酬	277,994	—	—	—
③未収運用受託報酬	153,373	—	—	—
④関係会社預け金	1,219,164	—	—	—
合計	1,651,229	—	—	—

(有価証券関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
該当事項はありません。

(持分法損益等関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)								
<p>1. 当該資産除去債務の概要</p> <p>当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。</p> <p>また、当中間会計期間末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当中間会計期間末の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額算定方法</p> <p>資産除去債務の金額は本店移転の実績を鑑み合理的に見積っており、使用見込期間は30年と見積もって計算しております。</p> <p>3. 当中間会計期間中における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">①期首残高</td> <td style="text-align: right;">2,713 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額</td> <td style="text-align: right;">— 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">③当中間会計期間の負担に属する償却額</td> <td style="text-align: right;">185 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">④当中間会計期間末残高</td> <td style="text-align: right;">2,898 千円</td> </tr> </table>	①期首残高	2,713 千円	②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	— 千円	③当中間会計期間の負担に属する償却額	185 千円	④当中間会計期間末残高	2,898 千円
①期首残高	2,713 千円							
②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	— 千円							
③当中間会計期間の負担に属する償却額	185 千円							
④当中間会計期間末残高	2,898 千円							

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	売上高
日立企業年金基金	186,579
日立国内株式特化型ファンド(大口)(注)	143,998
日立国内株式厳選投資ファンド(大口)(注)	108,889

(注)当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
1株当たり純資産額	185,231.76円
1株当たり中間純利益	9,358.85円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	56,153千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	一千円
普通株式に係る中間純利益	56,153千円
普通株式の期中平均株式数	6,000株

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
該当事項はありません。

公開日 2021年2月19日
作成基準日 2020年11月20日

本店所在地 東京都千代田区神田練塀町3番地
お問い合わせ先 企画総務グループ

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

日立投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井 純子 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日立投資顧問株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日立投資顧問株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

日立投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大関 康広 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている日立投資顧問株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日立投資顧問株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。